

第百七十四回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第三号

平成二十二年二月二十六日(金曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

委員長 田中眞紀子君

理事 奥村 展三君 理事 首藤 信彦君

理事 松崎 哲久君 理事 本村賢太郎君

理事 笠 浩史君 理事 坂本 哲志君

理事 馳 浩君 理事 富田 茂之君

石井登志郎君 石田 勝之君

石田 芳弘君 江端 貴子君

熊谷 貞俊君 後藤 斎君

佐藤ゆうこ君 瑞慶覧長敏君

高井 美穂君 高野 守君

竹田 光明君 中川 正春君

中野渡詔子君 平山 泰朗君

牧 義夫君 松本 龍君

湯原 俊二君 横光 克彦君

吉田 統彦君 遠藤 利明君

北村 茂男君 塩谷 立君

下村 博文君 菅原 一秀君

水岡 桂子君 古屋 圭司君

松野 博一君 池坊 保子君

宮本 岳志君 城内 実君

文部科学大臣 川端 達夫君

文部科学副大臣 中川 正春君

文部科学副大臣 鈴木 寛君

文部科学大臣政務官 後藤 斎君

文部科学大臣政務官 高井 美穂君

文部科学委員会専門員 芝 新一君

委員の異動

二月二十六日

辞任

川口 浩君

補欠選任

中野渡詔子君

同日 城井 崇君 竹田 光明君

辞任

竹田 光明君

中野渡詔子君

補欠選任

城井 崇君

川口 浩君

二月二十五日

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出第五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出第五号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

内閣提出 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。川端達夫文部科学大臣。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○川端國務大臣 このたび、政府から提出いたしました公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、高等学校等は、その進学率が約九八%に

達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されております。

また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっております。

さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されておりますが、我が国はこの規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められております。

この法律案は、このような観点から、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等について授業料を徴収しないこととするともに、私立高等学校等の生徒がその授業料に充てるため、高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないものとするともに、これに要する経費について地方公共団体に交付するものであります。

第二に、私立高等学校等に在学する生徒は、高等学校等就学支援金の受給資格について都道府県知事等の認定を受けて、一定額の高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするともに、その保護者等の収入の状況に照らして特

に経済的負担を軽減する必要がある生徒については、支給額を増額することとしております。また、高等学校等就学支援金は、私立高等学校等の設置者が生徒にかわって受領し、生徒の授業料に充てるものとしております。なお、この支給に要する費用の全額は、国が都道府県に交付することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。よろしく願います。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(第三条)

第三章 高等学校等就学支援金の支給(第四

条―第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。)
- 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。)
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
- 五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

- 2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。
- 3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう。

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収

第三条 学校教育法第六条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令で定める額(第六条第三項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

第三章 高等学校等就学支援金の支給(支給資格)

第四条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の私立高等学校等の課程)における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等に在学していた月を一月(その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月)にあっては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

(支給資格の認定)

第五条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

第六条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「支給対象者」という。)がその初日において当該認定に係る私立高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が月額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、支給対象者が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。))を超える場合にあっては、支給限度額とする。

政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(就学支援金の支給)

第七条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、支給対象者に対し、就学支援金を支給する。

2 就学支援金の支給は、支給対象者が第五条の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日(次項において「申請日」という。))の属する月(支給対象者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、支給対象者がその月について当該支給対象高等学校等以外の私立高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができる)ときその他政令で定めるときは、その翌月)から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 支給対象者がやむを得ない理由により第五条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(代理受領等)

第八条 支給対象高等学校等の設置者は、支給権



万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

2 第十七条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)

第五条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第七条第一項、第九条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第十一条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

理 由

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。